

令和5年度第1回堺市建築審査会
会 議 録

令和5年7月18日（火曜）
堺市建築審査会事務局

□全部記録

■要点記録

会 議 録

会議の名称	令和5年度第1回堺市建築審査会
開催日時	令和5年7月18日(火曜) 午後2時30分から午後3時30分まで
開催場所	堺市役所 高層館20階 第1特別会議室
出席者	梶委員、角松委員、片岡委員、丸山委員、牧田委員 処分庁、事務局
議題又は案件並びに結論等	(1)会長及び会長職務代理者の選出について 会長に梶委員、会長職務代理者に角松委員を選出した (2)報告案件 建築基準法第44条第1項第2号一括同意基準による許可物件の報告(1件) 建築基準法第43条第2項第2号一括同意基準による許可物件の報告(5件) 報告の結果:了承した (3)その他案件 堺市建築審査会運営要領の改正について 原案のとおり了承した
会議の全部内容又は進行記録	別紙のとおり
傍聴人	なし

令和5年度第1回堺市建築審査会会議録

日時：令和5年7月18日（火曜）
午後2時30分～午後3時30分
場所：堺市役所高層館20階第1特別会議室

【出席者】

委員

委員	梶 哲教
委員	角松 生史
委員	片岡 博美
委員	丸山 睦
委員	牧田 武一

処分庁

宅地安全課長	米田 清治
宅地安全課課長補佐	釘谷 安夫
宅地安全課主幹	岡田 俊彦
宅地安全課許可係長	西川 喜幸
建築安全課参事	林 智美
建築安全課指導係長	古橋 佑太
建築安全課	田中 秀典

事務局

建築安全課長	河合 悦二
建築安全課課長補佐	樋口 喜司
建築安全課管理係副主査	井辺 宣行
建築安全課	東條 秀雄

傍聴人 なし

令和5年度第1回堺市建築審査会会議録

事務局	<p>本日はお忙しい中、堺市建築審査会にご出席いただきありがとうございます。私は事務局を務めさせていただきます建築安全課の河合でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、これより令和5年度第1回堺市建築審査会を開会させていただきます。会長が選出されるまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。</p> <p>本日の審査会は、委員7名中5名のご出席をいただいております。堺市建築審査会条例第5条第2項に定められている定足数を満たしており、会議は有効に開催されることをご報告申し上げます。</p> <p>また、傍聴人は現在のところおられません。</p> <p>続きまして、案件の(1)会長及び会長職務代理者の選出についてお諮りいたします。</p> <p>本日の審査会は、改選後初めての審査会でございます。審査会会長は、建築基準法第81条第1項の規定により、委員の互選により定めることとなっております。</p> <p>会長の選出について、委員のご発言はございますでしょうか。</p> <p>特にご発言がないようですので事務局より、会長には引き続き梶委員にご就任いただくことを提案させていただきます。</p> <p>このことについてご意見はございますでしょうか。</p> <p>(一同異議なし)</p> <p>ご異議がないようですので、会長には梶委員にご就任いただくことに決まりました。</p> <p>それでは梶委員、会長席にお移りください。</p> <p>以降の進行は梶会長、よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>改めまして、会長に選任されました梶でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは会議次第に従いまして、引き続き会長職務代理者の選出に入ります。会長職務代理者につきましては、建築基準法第81条第3項の規定により、委員の互選により決めることと定められております。どなたかお声を上げていただけないでしょうか。</p> <p>特にないようでしたら、私の方からの提案といたしまして、先の任期に引き続き角松委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>(一同異議なし)</p>

<p>処分庁</p>	<p>ご異議がないようですので角松委員、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは案件に入らせていただきます。</p> <p>本日の会議録署名人は、片岡委員と牧田委員にお願いいたします。</p> <p>本日は報告案件6件、その他案件1件となっております。</p> <p>それでは、まず建築基準法第44条第1項第2号一括同意基準による許可物件について、処分庁のご説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、報告第1号、「建築基準法第44条第1項第2号による道路内における建築許可に係る一括同意基準」に基づき、許可した物件について報告いたします。</p> <p>本件は、北区中百舌鳥町、大阪メトロなかもず駅でのエレベーター棟増築に伴う道路内建築制限の許可となります。</p> <p>次のページ、付近見取図をご覧ください。</p> <p>報告第1号の敷地は、北区中百舌鳥町2丁320-2他12筆に位置しております。</p> <p>増築位置は、南北に走る大阪高石線及び東西に走る堺富田林線の交差点北東に位置する隅切り部分であり、東側は建築中の共同住宅となっております。</p> <p>次のページ、用途地域色分図をご覧ください。</p> <p>申請地は、商業地域及び近隣商業地域、申請地の東側については第二種住居地域が指定されています。</p> <p>次のページ、建築物用途色分図をご覧ください。</p> <p>申請地周辺には、共同住宅、商業施設、業務施設などが建ち並んでいます。</p> <p>次のページ、概要書をご確認ください。</p> <p>申請部分の建築面積は12.87平方メートル、延べ面積は59.17平方メートル、その内地上部分は12.54平方メートル。</p> <p>構造は鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、階数は地上1階、地下1階、高さは3.82mです。</p> <p>次のページ、配置図をご覧ください。</p> <p>本件では、昭和62年3月に建築された、大阪メトロなかもず駅において、地上と地下を結ぶエレベーター棟と、そこから既存駅舎に接続する地下通路を増築するものです。</p> <p>次のページをご覧ください。増築部分付近の地下1階と地上階の平面図となります。増築部分の全てが道路内に存しております。</p> <p>次のページをご覧ください。立面図です。グレー部分が開口部となっております。全て防火設備となります。</p> <p>次に現況の写真をお示しさせていただきます。</p> <p>1枚目はエレベーター棟が増築される、植栽帯であった部分を北側から撮影したものです。</p> <p>2枚目は同じく増築される部分を南側から撮影したものです。</p> <p>次のページをご覧ください。増築される部分の北側から描いた透視</p>
------------	---

<p>会 長</p>	<p>図となります。</p> <p>以上により、本件は、一括同意基準第1（2）に該当しましたので、令和5年3月30日付け堺建安第D-26号で許可いたしました。</p> <p>以上で、建築基準法第44条第1項第2号による許可の報告を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>処分庁からご説明をいただきましたが、委員の皆様から何かご意見ご質問等ございませんでしょうか。はい、どうぞ。</p>
<p>牧田委員</p>	<p>ご説明どうもありがとうございます。</p> <p>バリアフリーの関係で教えていただきたいのですが、この10番の透視図を見るとエレベーターのところ少し段差があるようにも見えたりするのですが、そのあたりはいかがでしょう。</p>
<p>処分庁</p>	<p>パース図（透視図）ですね。パース図で見ていただくとイメージとして出来上がるエレベーター棟が描かれており、確かに段差もあるように見えるのですが、実際は、交通施設ですので、福祉のまちづくり条例にかかるものかと思えます。増築部分のみに対してかからなくても施設全体として考慮すべきものかと思えますので、そちらは設計者の方で考えているものと思えます。</p>
<p>牧田委員</p>	<p>設計者が世の中のルールに基づいてやるっていうのは当然なんですけども、処分庁として、今回報告をしていただくにあたってですね、図面なりをどこまで確認をされて、そういった諸々のルールをクリアしているのかというところをお聞きしたかったのです。このパース図で見ると、電柱がある方、向かって左側、ここはちょっと段差があるような感じなんです。</p> <p>一方で右側の方は、見え隠れしているので、そこが前面の道路とフラットというのか、段差があるのかないのか。それとこのパース図にはない2か所の階段への降り口ですよ、そこが平面図しかないの、断面図上どうなのかなと思えます。当然、段差がないことが前提だと思うのですけれども、そのあたりはいかがですか。</p>
<p>処分庁</p>	<p>福祉のまちづくり条例に基づくチェックリストを提出いただいております。ここで言う段差がないというように示していただいております。一般的に2センチメートルを超えるような段差がないように計画されているものと考えております。こちらのパース図は元々写真を下地にしておりますので、こういう形になるのですが、現状は工事が始まったところでして、今後整備が進んでいくものです。これはあくまで完成のイメージ図として示されております。</p>
<p>牧田委員</p>	<p>エレベーターの方は2センチメートルの段差がないという施しで処理されているということなんですけど、他の2か所の階段へ降りる</p>

	<p>通路、これもそうなんですか。2センチメートルがない段差処理がされているのですか。</p>
処分庁	<p>あくまで移動円滑化経路についてその段差がないという整理になりますので、既存の階段部分については、その移動円滑化経路には当たらないです。</p>
牧田委員	<p>今おっしゃっている2センチメートル以下の段差処理については、今回の増築のエレベーター棟、これについての処理が施されているという確認をされているということでしょうか。</p>
処分庁	<p>はい、そうです。</p>
牧田委員	<p>わかりました。</p>
角松委員	<p>今のことで確認なんですけど、私もパース図で見て右側の方に出る方には段差がなく、左側の方には段差があるというふうに見えるので、意図的にそういうふうに変更されたのかなと思ったんですが、今のご説明だと両方とも2センチメートル以内にとどまっているはずだということですか。</p>
処分庁	<p>はい。パース図としては、段差があるように見えるんですけども、確かに経路としてはどちらか片方でも経路にはなるんですが、実態としてはどちらからも出入りされると思いますので、スロープで処理ということは考えられるんですが、あえて段差を設けるようなことはなされていないと考えております。</p>
角松委員	<p>福祉のまちづくり条例に基づくチェックリストを提出いただいているということですが、今回の資料に入っていますか。</p>
処分庁	<p>申請図書の中には含めていただいているのですが、今回の参考資料としては添付しておりません。</p>
角松委員	<p>今回、ご報告について検討するにあたって、一括同意基準の中に福祉のまちづくり条例に適合しているかが含まれるかどうかという点なのですが、おそらく建築基準法44条1項2号の趣旨というのは、公益上必要なものであるから、通行上支障がないものについては許可するというものだと思います。そして、福祉のまちづくり条例に適合しているかどうかというのは、公益上必要と認められるかどうかということについての判断資料になると思いますので、より丁寧にご報告される趣旨であれば本来あってしかるべき資料ではないかなと思います。</p>
処分庁	<p>一括同意基準に、「福祉のまちづくり条例に適合していること」と</p>

	<p>いう内容が入っているわけではないのですが、ご指摘いただいた通り、一般の方の通行上の支障という観点で言えば、福祉のまちづくり条例に適合するように企画はされていると考えるのですが、適合するということも、公益上必要なものの構成要素の一部であるというのをご指摘の通りかと思えます。次回、同様の案件があれば参考資料としてお示しするようにさせていただきます。</p>
角松委員	<p>今回の案件は、通行に支障がないか、道路内にエレベーターの構造物が設置されることで、従前の通行が妨げられないかどうかという観点だけではなく、車椅子利用者が利用できるエレベーターを設置することに公益上必要性があるかどうかという観点もあると思えます。いずれにしても、判断する資料としていただければと思えます。</p>
片岡委員	<p>この道路上にある電柱の扱いというのはどうなるのですか。</p>
処分庁	<p>電柱は移設する予定はないと聞いております。</p>
片岡委員	<p>パース図では、とてもきれいな花壇で素敵だなと思うのですが、これはあくまでも予定というか、きれいだからパース図に載せたとかそういう感じですか。</p>
処分庁	<p>そうですね。 平面図をご確認いただきますと、その電柱との位置関係というのがもう少しはっきりと見えます。</p>
片岡委員	<p>それほど邪魔ではなさそうですね。</p>
処分庁	<p>電柱はこの通路にはあまり干渉しない状況です。</p>
片岡委員	<p>ありがとうございます。</p>
牧田委員	<p>先ほどの説明で、もう一つ、少し気になるところがあります。バリアフリーというのは段差がないのがいいのですが、逆にこの電柱側の段差が、パース図とは違って、段差をなくしているとすれば、右も左も両方側からですね、水が入り込むんじゃないかという心配をします。外の道路なり通路からの水を全てここで受けてしまって、エレベーターシャフト内に水が入るのではないのかなあと心配します。段差をなくすってことは逆にそういうことになってしまうかもしれません。となると、エレベーターというのは電気物なので、利用される方の安全性においてどうなのかな、水が入って電気ショートを起こして、止まっちゃうということも可能性としてはあるんじゃないかと思えます。 だからこの辺りはね、やっぱりしっかり処分庁としても確認しておくべきです、これは鉄道会社の所有物なのですけれどもね。</p>

	<p>おそらく片勾配をつけて、電柱側は、やはりこのパース図と同じように段差があつて、点字ブロック側に下がっていて、しかも奥のエレベーターの方も高くですね、手前側にスロープ状になっていて、水が向こうに行かないという処理を、おそらく設計者が施されているのではないのかなというふうには想像できます。そのあたりをどういった形で確認していただいているのか。そこはそういう設計をしているというのであれば安心するのですが、いかがでしょうか。</p>
<p>処分庁</p>	<p>そうですね。確かに左側には排水溝がありまして、そちらである程度の処理はできると思います。ただ溢れたときの対策をどう考えているのか。段差でないにしても勾配をつけて、処理しているのか。設計者からは移動円滑化経路上、福祉のまちづくり条例に沿って検討はしているというものはいただいています。</p>
<p>牧田委員</p>	<p>福祉のまちづくり条例上の対応については先ほどおっしゃっていただいていますのでね。そこはもうチェックリストもありということなのでそれはいいんですけども、逆に何でもかんでも全部フラットにしてしまうと、私が先ほど申し上げたように、水を受け入れて、エレベーターのシャフトの中に水を向かわせないか心配です。その設計上の施しというのはどうなっているのかなという、そういうところなんです。</p>
<p>処分庁</p>	<p>立面図の方を見ていただきましたら、委員がおっしゃる通り勾配をつけているように思われます。ちょっとわかりにくいのですが、下の方のグラウンドラインのところなんです、入り口から、なかもず駅の方から見ると右の方に少し勾配をとっているんです。 上の南立面図、会所に向かって勾配を取っています。なので、排水は委員のおっしゃる通り、片勾配で若干緩く取っているように立面図から見受けられます。</p>
<p>牧田委員</p>	<p>立面図で勾配をつけているということなんですけども、南立面図で東側がちょっと下っているということは私も理解しているのですが、これはエレベーター棟の裏側ですよ。</p>
<p>処分庁</p>	<p>裏側ですね。</p>
<p>牧田委員</p>	<p>北立面図を見ると、勾配がないのですよ。</p>
<p>処分庁</p>	<p>西側に若干下がっているかと思います。</p>
<p>牧田委員</p>	<p>これで勾配をつけていると理解したら良いのですか。</p>
<p>処分庁</p>	<p>はい。そう考えます。</p>

<p>牧田委員</p>	<p>確定できないようであれば、これ以上、仮定に基づくご説明をいただいてもですね、私としてもそうですかというのはなかなか言いづらい。これはこれで一括同意基準なので、処分庁の判断ということで、委ねますけれども、事後でも、次回でも結構ですので、ちょっとディテールについては設計者にお聞きするなり、お手持ちの資料で少し読み解いていただくなりして、ご説明、ご報告いただけたらありがたいと思っています。</p>
<p>処分庁</p>	<p>これは詳細図の方になるんですけども、エレベーターの断面、南北に切った図ですね。手元資料では出てこないんですけども、ここですね、ここにグレーチングが入ってしまして、排水処理として、確かに東側の既存側溝を使うっていうのはあるんですけども、このところで、シャフト内の方には入ってこないような排水処理が計画されておりますので、委員がちょっとご心配されていたようなところについては解消されているのではないかと思います。</p>
<p>牧田委員</p>	<p>西側から見た断面図ですね。</p>
<p>処分庁</p>	<p>そうですね、西側からです。</p>
<p>牧田委員</p>	<p>雨水を既存の東側の側溝の方に流すか、どちらに流すかわかりませんが、大丈夫ということですか。</p>
<p>処分庁</p>	<p>そうです。</p>
<p>牧田委員</p>	<p>はい、わかりました。</p>
<p>会 長</p>	<p>他にはいかがでしょうか。 そうすると、ご指摘のあった、段差とかのバリアフリーの観点から問題がないかどうかということと、それから今もご説明いただいた大雨のときに水が入らないかどうかというような問題については、最終的には仕上げの問題というようなこともございますでしょうから、その点については引き続き、適切にチェックしていただくということで、法令上の定めがある、通行上支障がないかどうかとか、それから公益上必要であるかどうかというような観点については、問題がないということで、よろしゅうございますでしょうか。</p> <p>それではこの件については、了承としてよろしゅうございますね。</p> <p>(一同異議なし)</p> <p>それではこの件については了承として建築基準法第44条1項2号一括同意基準による許可物件についての報告は承りました。</p>

<p>処分庁</p>	<p>続きまして、建築基準法第43条2項2号、接道の件ですね、一括同意基準による許可物件、報告第1号から報告第5号まで計5件について、一括してご説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、建築基準法第43条第2項第2号、許可の一括同意基準に基づき許可した物件についてご報告します。</p> <p>本日の報告は、第1号から第5号の5件になります。</p> <p>報告一覧表をご覧ください。</p> <p>それでは、第1号の報告をさせていただきます。</p> <p>報告第1号は、西区草部1094番5の一部及び1094番7の一部、鉄骨造1階、郵便局の計画です。</p> <p>報告第1号は、一括同意基準のア号に該当しており、令和5年4月14日付けで許可しています。</p> <p>空地は、堺市住宅管理課所管で道路の形態があり、幅員が4.685mから6.0mあり、建築基準法施行規則第10条の3第4項第2号に規定する公共用通路に該当するものです。</p> <p>敷地から公共用通路を経由して、南側約6.3mで府道泉大津美原線に接続しています。</p> <p>現況申請地前面には、L型側溝で形態整備がなされています。</p> <p>以上のことから、一括同意基準のア号に該当するものとなりました。</p> <p>それでは、実際の通路及び敷地周辺の様子を写真によりご覧いただきます。</p> <p>写真1は公共用通路と南側府道との接続部を写したものです。</p> <p>写真2は公共用通路 北西より申請地を写したものです。</p> <p>写真3は公共用通路 南東より申請地を写したものです。</p> <p>写真4は申請地を写したものです。</p> <p>続きまして、第2号の報告をさせていただきます。</p> <p>報告第2号は、東区野尻町105番7、241番1及び241番82で木造2階、一戸建ての住宅の計画です。</p> <p>報告第2号は、一括同意基準のエ号に該当しており、令和5年4月27日付けで許可しています。</p> <p>空地は、幅員4.0m以上であり、幅員4.19mから4.23mの道路状空地に拡張される協定が平成30年11月22日に締結されています。</p> <p>敷地から道路状空地を経由して、東側約1.9mで位置指定道路に接続しています。</p> <p>既存建築物は、昭和44年に住宅を新築、築後54年であることを登記簿謄本で確認しています。</p> <p>現況申請地前面については、境界部にコンクリート縁石の整備がなされています。</p> <p>以上のことから、一括同意基準のエ号に該当するものとなりました。</p> <p>それでは、実際の通路及び敷地周辺の様子を写真によりご覧いただきます。</p>
------------	---

写真1は協定通路と東側位置指定道路との接続部を写したものです。

写真2は位置指定道路 南より協定通路を写したものです。

写真3は位置指定道路 北より協定通路を写したものです。

写真4は申請地を写したものです。

続きまして、第3号の報告をさせていただきます。

報告第3号は、堺区今池町4丁8番22及び13番2で、木造3階、一戸建ての住宅の計画です。

報告第3号は、一括同意基準のエ号に該当しており、令和5年6月6日付けで許可しています。

空地は、幅員5.50mから5.96mの道路状空地であり、協定が平成12年11月13日に締結されています。

敷地から道路状空地を経由して、南側約25mで堺市道に接続しています。

既存建築物は、昭和52年に住宅を新築、築後46年であることを登記簿謄本で確認しています。

現況申請地前面については、境界部にL型側溝の整備がなされています。

以上のことから、一括同意基準のエ号に該当するものとなりました。

それでは、実際の通路及び敷地周辺の様子を写真によりご覧いただきます。

写真1は南側市道 西より協定通路を写したものです。

写真2は南側市道 東より協定通路を写したものです。

写真3は南側市道 南より協定通路を写したものです。

写真4は申請地を写したものです。

続きまして、第4号の報告をさせていただきます。

報告第4号は、西区神野町1丁858番3の一部及び858番7の一部で、木造2階、一戸建ての住宅の計画です。

報告第4号は、一括同意基準のエ号に該当しており、令和5年6月12日付けで許可しています。

空地は、幅員4.32mから4.36mの道路状空地であり、協定が平成25年12月9日に締結されています。

敷地から道路状空地を経由して、東側約75mで位置指定道路に接続しています。

既存建築物は、築後24年前から存在していることを航空写真にて確認しています。

現況申請地前面については、境界部にL型側溝の整備がなされています。

以上のことから、一括同意基準のエ号に該当するものとなりました。

それでは、これより、実際の敷地周辺の様子を写真によりご覧いただきます。

写真1は協定通路と位置指定道路との接続部を写したものです。

	<p>写真2は南より 協定通路を写したものです。 写真3は東より 協定通路を写したものです。 写真4は協定通路 南東より申請地を写したものです。 写真5は申請地を写したものです。</p> <p>続きまして、第5号の報告をさせていただきます。 報告第5号は、中区深井沢町288番5及び305番5、木造3階、一戸建ての住宅の計画です。 報告第5号は、一括同意基準のエ号に該当しており、令和5年6月21日付けで許可しています。 空地は、幅員4.70mの道路状空地であり、協定が平成30年11月1日に締結されています。 敷地から道路状空地を経由して、北側約25mで市道に接続しています。 既存建築物は、昭和52年に住宅を新築、築後46年であることを登記簿謄本で確認しています。 現況申請地前面については、境界部にL型側溝の整備がなされています。 以上のことから、一括同意基準のエ号に該当するものとししました。それでは、実際の敷地周辺の様子を写真によりご覧いただきます。 写真1は北側市道 東より協定通路を写したものです。 写真2は北側市道 北より協定通路を写したものです。 写真3は北側市道 西より協定通路を写したものです。 写真4は申請地を写したものです。 報告は以上です。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上5件の報告について、何かご意見ご質問等ございませんでしょうか。</p>
牧田委員	<p>ご説明どうもありがとうございます。まず1号なんですけれども、公共用通路ということで、空地の担保っていうのはかなり高いのかなと思います。その青色ですね。青いところが住宅管理課所管の通路という説明があったと思うのですが、それが市道でなくて、団地管理者の通路っていうのがちょっと理解できなかったんですがそのあたり、ご説明をもう少しお願いしたいと思います。</p>
処分庁	<p>この青い部分が、住宅管理課が持っている非該当通路で、この奥に市営住宅があります。この市営住宅を整備する時に、この通路も造られて、その時には整備して市道にする予定だったというのは聞いているのですが、何らかの障害というか、事情があって、市道に引き継がれていないということになっています。何の事情があって引き継がれてないかというのはちょっとわかりかねる部分があるんですけども、当初は市道にする予定という形で整備していました。ただそれがかなわなかったんで、住宅管理課が持っているというのが現状にな</p>

	ります。
牧田委員	はい、わかりました。その奥に市営住宅があるんですね。
処分庁	ここですね、ここにあります。
牧田委員	現存しているのですね。そのアプローチ的な通路になっているのですね。万崎団地でしたか。 その手前の右側は、雇用促進住宅でしたね。建て替えた分ですよ。市営住宅はその奥の万崎団地ですね。
処分庁	はい、そうです。
牧田委員	そのアプローチですね。わかりました。 次に、4号案件なんですけれども、75mというのはどこからですか。
処分庁	この建築基準法の道、位置指定道路なんですけれども、ここから75mの非該当通路があつて、当該地がありますということです。
牧田委員	それが最短ですか。
処分庁	はい、そうです。北側はもう少し長いです。
牧田委員	わかりました。ありがとうございます。
会 長	4号案件の土地、元々これ、通路として予定されていたような土地ではないんですか。
処分庁	そういうわけではないです。たまたまこういう細長い土地だったということです。
会 長	いや、奥の方までずっと、地図で見たら繋がっているような感じで。
処分庁	地図で見たらこういう細長い土地状にはなっていますが、通路、道路としてのものではないのです。こういう空き地ということです。
会 長	そうするといずれ何らかの建築物が建つということも想定されていた土地ということですか。
処分庁	そうです。
片岡委員	私も会長と同じことを思っていました。この4号案件、もうすごく不思議な形だなと思っていたのですが、一つ伺ってもいいですか。こ

<p>処分庁</p>	<p>の申請地の横に残っている道的なもの、柵があって、ちょっと残っている隙間、これは道ではないのですか。</p> <p>里道か水路かのどちらかです。いまちょっと資料が出てこないの で。元々ここ、水路が入ったところ です。 わかりました、水路です。</p>
<p>片岡委員</p>	<p>はい、わかりました。ありがとうございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>他にはいかがでしょうか。特にありませんか。 よろしいでしょうか。</p> <p>特にないようですので、建築基準法第43条第2項第2号一括同意 基準による許可物件、報告第1号から第5号について、了承してよろ しゅうございますか。</p> <p>(一同異議なし)</p> <p>それでは、第1号から第5号までの報告について、承ることといた します。 それでは続きまして、その他の案件に移りたいと思います。 その他の案件は、堺市建築審査会運営要領の改正についてござい ます。事務局からご説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、堺市審査会運営要領で定めております事務局長の取り扱 いの改正についてご説明いたします。 改正の説明に先立ち、堺市建築審査会運営要領の位置付けをご説明 いたします。 次のページをご覧ください。 本市では、建築基準法第83条の規定に基づき、建築審査会の組織、 議事及び委員の任期、その他審査会に関して必要な事項を堺市建築審 査会条例で定めており、第8条において、「この条例に定めるものの ほか、審査会について必要な事項は、市長が定める。」とあります。 次のページをご覧ください。 堺市建築審査会条例第8条の規定に基づき、堺市建築審査会の組織 及び運営について必要な事項を堺市建築審査会条例施行規則で定め ており、第6条において、「この規則に定めるもののほか、審査会の 運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。」とあり ます。 次のページをご覧ください。 次に、堺市建築審査会条例施行規則第6条の規定に基づき、堺市建 築審査会の運営について必要な事項を建築審査会運営要領で定めて おり、第4条において、事務局について定めております。 次のページをご覧ください。</p>

	<p>今回は、事務局長について、処分庁の所管課長以外の者を充てるため、第4条第2項を新旧対照表のように改正したいと考えております。</p> <p>改正内容は、「事務局長は、建築安全課に属する課長級の職員のうちから会長が指名する者をもって充てる。」を、「事務局長は、建築安全課に属する課長級又は課長補佐級の職員のうちから会長が指名するものをもって充てる。」になります。</p> <p>説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>ご説明をいただきました。</p> <p>形式的には、会長から委員方にお諮りをするという形になるのかと思いますが、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>牧田委員</p>	<p>ご説明、どうもありがとうございます。</p> <p>差し支えなければ、この改正をする趣旨とか背景とかですね、そのあたりをご説明いただければと思いますがいかがでしょうか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>建築安全課は、この建築審査会を所管しており、事務局をしております。私は事務局長という立場ではございますけれども、今日の第44条第1項の許可もそうなんですけれども、処分庁という立場もございまして、課長である以上、やはり処分庁の立場に立ってお答えするという方に専念したいと考えております。事務局長は課長補佐でもできる形に変更させていただいて、先ほどの第44条第1項のご質問などについても、できるだけ積極的に私も答えていきたいというふうに思っております。</p>
<p>牧田委員</p>	<p>はい、わかりました。</p>
<p>会 長</p>	<p>他にはいかがでしょうか。</p> <p>他にはございませんでしょうか。</p> <p>特にないようですので、堺市建築審査会運営要領の改正については、了承ということでよろしゅうございますか。</p> <p>(一同異議なし)</p> <p>それでは堺市建築審査会運営要領の改正については了承をいただきました。</p> <p>以上で本日の案件は全て終了いたしましたので、本日の審査会はこれで閉会といたします。</p>